

コミックレンタルの許諾に関する提案

仄聞するところによると、出版物貸与権管理センター（以下センター）は来年1月から施行予定の書籍・雑誌貸与権の運用にあたり、コミックの使用料をサブチャージ方式（仕入時課金）で1冊400円定価のコミックの例で、使用料270円～300円、作家への還元金80～90円を予定しているとの事。

このようにコスト積算方式によって算出された“使用料”を僅か200店余りの事業者にあ分する結果、手数料が7割を超すという異常な使用料体系が創出されてしまいます。

結果としてこれは、市場原理を無視した権利乱用の誹りを免れず、「円滑な利用秩序の形成」を求めた立法府の期待（附帯決議）を踏みにじるものであります。



CDVJは20年に及ぶ貸与権運用の実績を踏まえ、CDVJ主体で2年間、ブランケット方式に基づく利用秩序の形成を提案するものです。

1. 基本的な考え方

(1) 市場データが不備

書籍貸与権に係る法改正は「レンタルビジネスを大規模に展開するレンタルブック店が全国各地で営業を開始してきており、著作権者の経過的利益に多大の影響を与える可能性がでてきました」とする推測に基づく予防的措置であったわけで、レンタルが市場に与える影響に関するデータは皆無といってもよい状況であります。

(2) センターの準備不足

- ・ 作家の許諾が得られない = 契約手続き

- ・ 物流手配
- ・ レンタル業者への告知

(3) 準備期間としての 2 年

CD レンタルの例で申せば、JASRAC の使用料支払いの経過措置は 2 年半を要し、レコード会社との物流システムを通じたシステムの移行までに 2 年間で費やしました。

コミックレンタル店の実態から考えると(仕入れは売上の 19% など) 概ね 2 年間の新刊仕入によって在庫すべてが新刊許諾商品で埋まる計算にもなり、3 年目からのサーチャージ移行にあたってのベストタイミングとも言えます。

(4) 利用秩序の形成が最優先

センター案は事実上、公正な経営を目指す優良レンタル店を封じ込め、違法なアウトサイダーを野放しにする(権利行使不能により結果として) といった最悪のシナリオを喚起することになります。

これは法の趣旨から大きく逸脱するものであることから、まずは正業としてコミックレンタルに取り組む事業者の組織化を通じて秩序形成を図ることが当面の最重要課題であると言えます。

(5) 作家に還元される額は同じ

センター案による作家への還元金額を CDVJ はブラケット方式によっても徴収することは十分可能です。



最小コストによってもっとも効率的な徴収システムと

利用秩序を獲得することが可能です。

2 . CDVJ 案の骨子

- (1) 2 0 0 5 年 1 月 から 2 年 間、ブ ラ ン ケ ッ ト 方 式 (月 額 固 定 払 方 式) に よ
る 使 用 料 徴 収 を 行 う。
作 家 へ の 還 元 は 1 冊 あ た り 8 0 ~ 1 0 0 円 を 目 指 す。
- (2) 徴 収 の 主 体 は CDVJ と し、コ ミ ッ ク レ ン タ ル 店 の 1 0 0 % が 加 盟 を 目 指 す。
第 一 歩 が 肝 心
- (3) レ ン タ ル 店 が 仕 入 れ る コ ミ ッ ク は 新 刊 本 を 原 則 と し、出 版 社 か ら 指 定 す
る 代 行 店 よ り 仕 入 れ る。
仕 入 れ 価 格 が 店 に と っ て 大 き な イ ン セ ン テ ィ ブ に な る
- (4) コ ミ ッ ク レ ン タ ル 店 が 取 り 扱 う 商 品 に は 全 て、許 諾 す る 旨 を 施 し た シ ー ル
を 貼 付 す る。
厳 密 に 言 え ば、5 種 類 の シ ー ル
- (5) コ ミ ッ ク レ ン タ ル 店 は 使 用 実 績 を CDVJ を 介 し て セ ン タ ー に 報 告 す る。
P O S デ ー タ を ベ ー ス と し、新 た な シ ス テ ム 投 資 は 不 要
- (6) 3 年 目 以 降 は サ ー チ ャ ー ジ 方 式 に 移 行 す る こ と と し、セ ン タ ー と CDVJ と
の 間 で、物 流 ・ 利 用 管 理 シ ス テ ム 等 の 構 築 を 行 う。
常 識 的 に、準 備 に 2 年 は 必 要